

多量排出事業者の判断基準

多量排出事業者であるかどうかの判断においては、産業廃棄物の発生量のとらえ方や処理計画の作成単位となる事業場のとらえ方が重要である。発生量のとらえ方や処理計画の作成単位については、以下の事例を参考にして判断する。

産業廃棄物の発生量のとらえ方

産業廃棄物発生量（以下「発生量」という。）については、一般的には廃棄物の処理として何らの操作も加えない時点での量を指す。しかしながら、事業活動の内容や廃棄物の種類によっては、生産工程の中で脱水等の減量操作が加えられるような場合が想定される。

そこで、「発生量」については、生産工程の中で行われる減量操作等の工程を経て発生する場合には、その発生時点での量とし、生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理としての操作が行われる場合は、当該廃棄物処理工程の前での量とする。

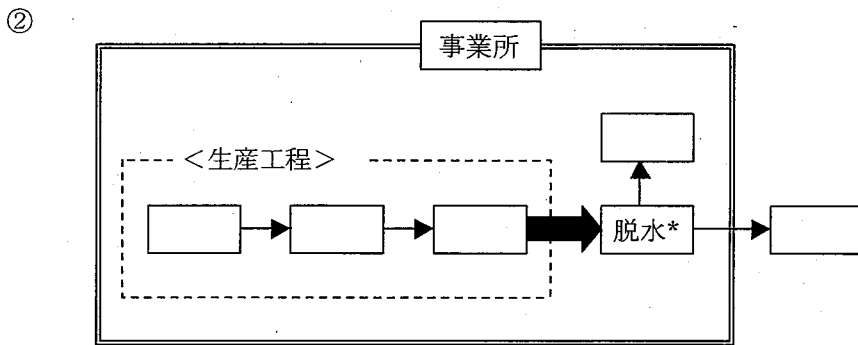
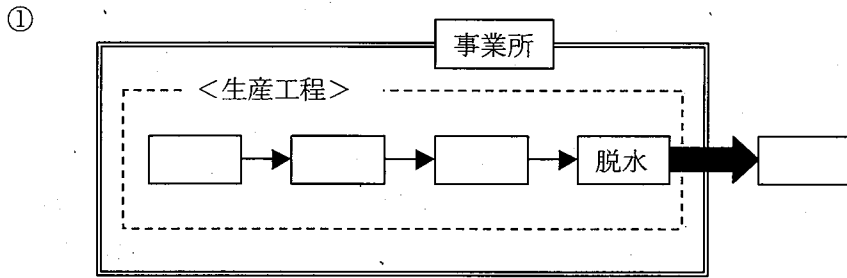
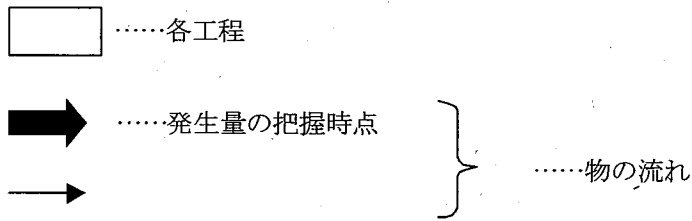
自ら直接再生利用する、あるいは中間処理すること等により発生した廃棄物を減量化する場合についても、その量は「自己直接再生利用量」あるいは「自己中間処理量」等として把握されるため、「発生量」はその前の時点での量としてとらえる必要がある。

また、例えば、ある事業場が1,000トン以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）を発生し、自社の別の事業場でこの廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該処理は自己中間処理等とし、当該廃棄物に関する処理計画の作成は、廃棄物を発生した事業場について行うこととする。

<例：汚泥の場合>

汚泥については、その脱水・乾燥前と脱水・乾燥後で重量が大きく異なるので、注意が必要である。従来どおりの考え方により、発生量の把握時点は次のとおりとする。

- ① 製品の生産工程あるいは、一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合：その脱水・乾燥工程の後の重量とする。
- ② 同一敷地内に脱水・乾燥施設があり、その目的が廃棄物処理としての汚泥の脱水・乾燥と捉えられる場合：その脱水・乾燥工程の前の重量とする。例えばその脱水・乾燥施設が、廃棄物処理法施行令第7条に定める産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という）の場合はこれにあたる。その施設が規模により産業廃棄物処理施設に該当しない場合でも、その施設の目的に照らして判断する。
- ③ 施設から脱水・乾燥等の工程を経ずに発生する場合：その発生時点での重量とする。



*廃棄物の処理としての脱水工程

